

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 2 月 3 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1 下水道河川局庁舎 3 階
札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当 （電話 011 - 818 - 3413）
メールアドレス gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 調達件名

- ア 中央区公共ます設置業務その 1
- イ 中央区公共ます設置業務その 2
- ウ 北区公共ます設置業務その 1
- エ 北区公共ます設置業務その 2
- オ 北区公共ます設置業務その 3
- カ 北区公共ます設置業務その 4
- キ 東区公共ます設置業務その 1
- ク 東区公共ます設置業務その 2
- ケ 東区公共ます設置業務その 3
- コ 白石区公共ます設置業務その 1
- サ 白石区公共ます設置業務その 2
- シ 白石区公共ます設置業務その 3
- ス 白石区公共ます設置業務その 4
- セ 厚別区公共ます設置業務その 1
- ソ 厚別区公共ます設置業務その 2
- タ 厚別区公共ます設置業務その 3
- チ 豊平区公共ます設置業務その 1
- ツ 豊平区公共ます設置業務その 2
- テ 豊平区公共ます設置業務その 3
- ト 豊平区公共ます設置業務その 4
- ナ 清田区公共ます設置業務その 1
- ニ 清田区公共ます設置業務その 2
- ヌ 清田区公共ます設置業務その 3
- ネ 清田区公共ます設置業務その 4
- ノ 南区公共ます設置業務その 1
- ハ 南区公共ます設置業務その 2
- ヒ 南区公共ます設置業務その 3
- フ 南区公共ます設置業務その 4
- ヘ 西区公共ます設置業務その 1
- ホ 西区公共ます設置業務その 2
- マ 西区公共ます設置業務その 3
- ミ 西区公共ます設置業務その 4
- ム 手稲区公共ます設置業務その 1
- メ 手稲区公共ます設置業務その 2

(2) 調達案件の仕様及び履行場所

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで

(4) 入札方法

入札は、上記(1)に示す調達件名ごとに、次表に掲げる別表 1－1～1－3 に示す工事区分・工種・種別・細別・規格の各一式に係る業務費（経費込み）の合計金額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

契約は、上記(1)に示す調達件名ごとに次表に掲げる別表 2－1～2－4 に示す工事区分・工種・形質・規格に係る昼間・夜間別の数量単位の単価（経費込み）によるものとし、その金額は、入札書に記載された金額に、当該工事区分・工種に係る工種率を乗じて得た額に、更に、当該形質・規格・昼間・夜間に応じた単価係数を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に、当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

調達件名	別 表	
ア 中央区公共ます設置業務その 1 イ 中央区公共ます設置業務その 2	別表 1－1	別表 2－1
ウ 北区公共ます設置業務その 1 エ 北区公共ます設置業務その 2 オ 北区公共ます設置業務その 3 カ 北区公共ます設置業務その 4	別表 1－2	別表 2－2
キ 東区公共ます設置業務その 1 ク 東区公共ます設置業務その 2 ケ 東区公共ます設置業務その 3	別表 1－1	別表 2－1
コ 白石区公共ます設置業務その 1 サ 白石区公共ます設置業務その 2 シ 白石区公共ます設置業務その 3 ス 白石区公共ます設置業務その 4	別表 1－3	別表 2－3
セ 厚別区公共ます設置業務その 1 ソ 厚別区公共ます設置業務その 2 タ 厚別区公共ます設置業務その 3	別表 1－3	別表 2－4
チ 豊平区公共ます設置業務その 1 ツ 豊平区公共ます設置業務その 2 テ 豊平区公共ます設置業務その 3 ト 豊平区公共ます設置業務その 4	別表 1－1	別表 2－1
ナ 清田区公共ます設置業務その 1 ニ 清田区公共ます設置業務その 2 ヌ 清田区公共ます設置業務その 3 ネ 清田区公共ます設置業務その 4	別表 1－3	別表 2－4

調達件名	別 表	
ノ 南区公共ます設置業務その 1 ハ 南区公共ます設置業務その 2 ヒ 南区公共ます設置業務その 3 フ 南区公共ます設置業務その 4	別表 1－3	別表 2－4
へ 西区公共ます設置業務その 1 ホ 西区公共ます設置業務その 2 マ 西区公共ます設置業務その 3 ミ 西区公共ます設置業務その 4	別表 1－2	別表 2－2
ム 手稲区公共ます設置業務その 1 メ 手稲区公共ます設置業務その 2	別表 1－2	別表 2－2

3 発注方法

この役務は、特定共同企業体による共同請負方式である。

4 入札参加資格

この入札に参加する者は、下記(1)及び(2)に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 構成員のすべてが下記 5 に掲げる特定共同企業体の構成員の条件を満たしていること。
- (2) 下記 6 に掲げる特定共同企業体の結成条件を満たしていること。

5 特定共同企業体の構成員の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 本市の競争入札参加資格について、次のア・イの区分に応じて、それぞれに掲げる要件にいずれも該当する者であること。

ア 共同企業体の代表者

- (ア) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「工事」、中分類「下水道」に登録されている者であり、かつ、その等級区分が「B」であること。
- (イ) 本店所在地が「市内」であること。

イ 共同企業体の代表者以外の構成員

- (ア) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「工事」、中分類「下水道」に登録されている者であり、かつ、その等級区分が「B」又は「C」であること。
- (イ) 本店所在地が「市内」であること。

- (4) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条の要件を満たす中小企業であること。
- (5) 次のいずれかの資格を有する者で、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものを主任技術者として本業務に専任で配置することができること。ただし、出資金額が 4,500 万円未満の共同企業体の代表者以外の構成員に限っては、主任技術者を他の業務（工事を含む。）等と兼任で配置することができる。

ア 建設機械施工管理技士（建設機械施工技士を含む。1 級又は 2 級。ただし、2 級は第 1 種から第 6 種に限る。）

イ 土木施工管理技士（1 級又は 2 級。ただし、2 級の種別は土木に限る。）

ウ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目「建設」）に限る。）

- (6) 次のア・イの区分に応じて、それぞれに掲げる者を本業務に配置することができること。

ア 共同企業体の代表者

業務代理人として、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を現場に常駐させること。ただし、当該業務代理人は主任技術者と兼任することができるものとし、現場運営に支障がないと認められる場合には常駐義務の緩和措置（他の業務又は工事との兼任）を適用することができるものとする。

イ 共同企業体の代表者以外の構成員

業務代理人を補完する業務代理人補として、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を業務代理人が常駐する現場以外の現場に常駐させること。ただし、当該業務代理人補は主任技術者と兼任することができるものとし、現場運営に支障がないと認められる場合には常駐義務の緩和措置（他の業務又は工事との兼任）を適用することができるものとする。

- (7) 次に掲げる本市が発注した業務又は工事のいずれかについて、元請としての履行又は施工実績があること。ただし、当該実績は、平成 21 年 4 月 1 日以降に業務が完了している、又は工事が完成し、引渡しが進んでいるもの（共同企業体により履行した業務又は施工した工事を含む。）であること。

ア 公共ます設置業務

イ 下水道管路緊急補修業務

ウ マンホール保全業務

エ 札幌市工事等分類コード表に示す「73 下水道」の「21 管路（開削）」又は「24 管路（修繕一般）」に該当する工事

- (8) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

- (9) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。（同一特定共同企業体の構成員との間で、この関係を有する者を除く。）

ア 資本関係

(ア) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第

- 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (10) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
- ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

6 特定共同企業体の結成条件

入札に参加する者は、次の結成条件を満たした特定共同企業体でなければならない。

- (1) 構成員の数が 2 社以上であること。
- (2) 各構成員が、一の業務の入札において 2 以上の共同企業体の構成員とならないこと。
- (3) 経常共同企業体が共同企業体の構成員とならないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合と当該組合の組合員とが同一の共同企業体の構成員とならないこと。
- (5) 各構成員の出資の割合が均等割の 10 分の 6 以上であること。
- (6) 共同企業体の代表者は、円滑な共同履行を確保するために中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。
- (7) 共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。
- (8) 令和 5・6 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種「道路維持除雪業」に登録があり、かつ、本市が令和 3 年度から 5 年度までに発注した道路維持除雪業務又は雪堆積場管理業務のいずれかを元請として 3 年間継続して履行した実績（業務が完了しているものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。）を有する者が構成員に含まれていること。

7 入札手続等

- (1) 入札書の提出期限
令和 7 年 2 月 17 日(月) 16 時 00 分（必着とする。）
- (2) 開札日及び開札場所
令和 7 年 2 月 19 日(水)
札幌市下水道河川局庁舎 1 階入札室（住所は上記 1 に同じ）
- (3) 開札時刻

ア 中央区公共ます設置業務その 1	9 時 30 分
イ 中央区公共ます設置業務その 2	9 時 33 分
ウ 北区公共ます設置業務その 1	9 時 36 分
エ 北区公共ます設置業務その 2	9 時 39 分
オ 北区公共ます設置業務その 3	9 時 42 分

カ	北区公共ます設置業務その4	9時45分
キ	東区公共ます設置業務その1	9時48分
ク	東区公共ます設置業務その2	9時51分
ケ	東区公共ます設置業務その3	9時54分
コ	白石区公共ます設置業務その1	9時57分
サ	白石区公共ます設置業務その2	10時00分
シ	白石区公共ます設置業務その3	10時03分
ス	白石区公共ます設置業務その4	10時06分
セ	厚別区公共ます設置業務その1	10時09分
ソ	厚別区公共ます設置業務その2	10時12分
タ	厚別区公共ます設置業務その3	10時15分
チ	豊平区公共ます設置業務その1	10時18分
ツ	豊平区公共ます設置業務その2	10時21分
テ	豊平区公共ます設置業務その3	10時24分
ト	豊平区公共ます設置業務その4	10時27分
ナ	清田区公共ます設置業務その1	10時30分
ニ	清田区公共ます設置業務その2	10時33分
ヌ	清田区公共ます設置業務その3	10時36分
ネ	清田区公共ます設置業務その4	10時39分
ノ	南区公共ます設置業務その1	10時42分
ハ	南区公共ます設置業務その2	10時45分
ヒ	南区公共ます設置業務その3	10時48分
フ	南区公共ます設置業務その4	10時51分
ヘ	西区公共ます設置業務その1	10時54分
ホ	西区公共ます設置業務その2	10時57分
マ	西区公共ます設置業務その3	11時00分
ミ	西区公共ます設置業務その4	11時03分
ム	手稲区公共ます設置業務その1	11時06分
メ	手稲区公共ます設置業務その2	11時09分

(4) 入札書の提出方法

送付又は持参により提出すること。

(5) 入札書の提出場所

上記1（持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎 3階 事務室窓口で提出すること。）

(6) 入札保証金

免除する。

(7) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記(2)の審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

（最低制限価格の設定：無）

(2) 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査する（事後審査方式）。

落札候補者は入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（札幌市の休日を定める条例（平成2年6月15日条例第23号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期日までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

(3) 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記(2)の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記(2)の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

9 契約締結

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額（各契約単価に予定数量を乗じて得た額を合算した金額）の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

10 その他

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。

また、契約条項及び入札説明書は下水道河川局のホームページからダウンロードできる。

(2) 詳細は入札説明書による。